

## 株式会社迅技術経営 行動計画

従業員が仕事と子育てを両立することが出来、従業員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため次のように行動計画を策定する。

- 1、計画期間 平成26年5月12日から平成28年5月11日までの2年間
- 2、内容

目標：育児休業制度、育児期間中の所定労働時間短縮制度等の制度周知をはかる。

### <対策>

平成26年4月30日までに当社のホームページに、当社が、育児休業制度、所定労働時間短縮制度等を運用していることを従業員に周知する行動計画を掲載する。  
その行動計画内に、育児休業、短時間勤務制度等の内容を記載し、育児を行う従業員が活用できる制度の周知を図る。

なお当社は育児休業制度、所定労働時間短縮等の制度を定め、当社の「育児・介護休業に関する規則」第2章育児休業制度、第4章時間外労働の制限、第5章深夜業の制限、第6章勤務時間の短縮等の処置に記載している。

### ○育児休業制度について

- ・2歳までの子を養育する従業員は、育児休業の期間を指定し、育児休業を行うことができる。
- ・育児休業の初めの3日間は通常の賃金を支給する。その後は支給しない。

## ○時間外労働の制限について

- ・ 3歳までの子を養育する従業員が、申出を行った際には、所定労働時間を超えて労働させることはない。

## ○深夜業の制限について

- ・ 小学校就学前の子を養育する従業員が、申出を行った際には、午後10時～午前5時までの間、労働させることはない。

## ○勤務時間の短縮処置について

- ・ 小学校就学までの子を養育する従業員は、申出を行うことで、1日の所定労働時間を6時間以内とすることができる。

・